

## 病院と社会福祉施設との関係

### － 戦前の傷痍軍人対策から戦後の障害者支援まで－

○ 四天王寺大学大学院 上田 早記子 (8279)

キーワード：障害者、就労支援、病院

#### 1. 研究目的

現行の障害者に対する支援は戦後になり突如として出現したわけではなく、戦前における取り組みが時と共に蓄積、発展し、現在の形となっている。しかし、戦前と戦後との繋がりについて明らかにしている研究は少ない。障害者の「就労支援」を遡ると江戸時代の三弦や三療、明治時代における特殊教育などをあげることができる。障害者の「就労支援」の歴史のうち傷痍軍人に対する職業保護は、他とは異なり軍人対策という限界や傷痍軍人のみを対象としているという限界があるものの、急激に推進され、多様な対策が講じられていった。そして、傷痍軍人に対する職業保護は現行の障害者の就労支援と類似する対策が国によって講じられており、現行の就労支援対策との繋がりを考えていく上での歴史的な位置付けは大きな意義があるものといえる。

本研究では、傷痍軍人に対する職業保護と戦後の障害者に対する就労支援との繋がりについて明らかにする。

#### 2. 研究の視点および方法

本研究は、戦前に傷痍軍人の生活がどのように支援されていたのかという視点から傷痍軍人の職業保護を取り上げる。傷痍軍人に対する職業保護が拡充した時期が日中戦争前後であることから、本研究では日中戦争前後における傷痍軍人に対する職業保護、とりわけ陸軍病院で実施されていた職業保護に焦点をあてる。また、職業保護を実施していた陸軍病院の中で最大級の規模を誇った臨時東京第三陸軍病院を取り上げ、その状況について、文献や写真を用いて明らかにする。その上で、臨時東京第三陸軍病院が戦後どのように変化を遂げ、戦前に行なわれていた職業保護が戦後どのように続いていったのかについて文献を基に考察する。

#### 3. 倫理的配慮

本研究では日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守し、先行研究と自らの研究を明確に峻別しながら研究を行う。また、引用等には現代の価値観からして不適切な表現も含まれているが、歴史的表現として原典表記を用いる。

#### 4. 研究結果

日中戦争前後の傷痍軍人に対する職業保護を大別すると職業指導、就職斡旋、職業準備教育、職業再教育・職業補導、就職後の輔導に区分できる。そのうち陸軍病院では職業指導、就職斡旋、職業準備教育の実施が通牒によって規定されていた。このような職業保護を実施していたのはすべての陸軍病院ではなく、臨時陸軍病院がその役割を担っていた。

臨時陸軍病院の一つ臨時東京第三陸軍病院における入院の流れは、初めに機能検査を行い、その結果を基にして治療方針が決定され、後療法や体力増強、職業準備教育が必要に応じて実施された。これらは、現在の理学療法や作業療法と類似するものであり、また、ラジオ組立やミシンなどの職業準備教育が実際に行われていた。

戦後、陸軍病院は国立病院へと変化し、臨時東京第三陸軍病院も国立相模原病院へと移行し、サービスは医療行為のみとなった。しかし、戦前から入院している患者の多くは既に傷病が治癒した者や症状が固定し医療行為が終了している者であったため、国立病院の対象外となり、患者の処遇問題が生じた。これらの患者の一部を収容することを目的として元臨時東京第三陸軍病院の敷地内に国立身体障害者更生指導所が設立される。

同指導所の所長は国立相模原病院の院長が兼任し、職員は傷痍軍人の職業保護に従事していた者が担った。また、臨時東京第三陸軍病院において実施されていた後療法（理学療法や作業療法など）、義肢装具の製作、職業準備教育（職業前訓練や職業評価など）が同指導所内で実施され、引き継がれていった。この国立身体障害者更生指導所は当初「国立身体障害者更生指導所設置法」として位置づけられるが、「身体障害者福祉法」の施行により「身体障害者福祉法」下の身体障害者更生指導施設となり、障害者福祉施設の中でも先駆けの施設となった。

#### 5. 考察

症状が固定した患者を陸軍病院が退院させる場合、徐役にならない限り、その患者は直ちに戦場などへ行くこととなる。しかし、症状が固定した患者であっても体力が回復していない場合には、戦場などで耐えられる状況ではなかった。戦時下という特殊な時代の中、軍人が入院する病院という特殊な病院であったからこそ、症状が固定した患者であっても容易に退院させることは困難であった。このような患者が病院内で安静にしておくことは患者にとって運動不足や倦怠感など肉体的、精神的に悪影響を受ける恐れがあったため、陸軍病院内で職業準備教育や後療法などが実施されたと考えられる。また、このことは、陸軍病院に医療とは別の新たな機能(社会復帰訓練)が当時既にあったことを示している。

陸軍病院で行われていた新たな機能は、戦後「国立病院規定」により実施ができなくなり、病院から独立することとなる。また、独立する際には傷痍軍人のみを対象とするのではなく、すべての障害者を対象とすることで、GHQの非軍事化や無差別平等などの対策と相反することなく、新たな社会福祉施設の創設に導かれ、支援技術は引き継がれた。